

フードバンクの皆さま

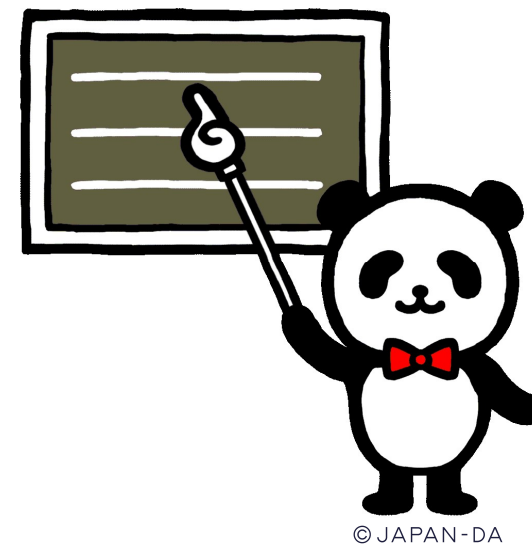


フードバンク活動保険について

一般社団法人全国フードバンク推進協議会
損害保険ジャパン株式会社

2025年8月7日

1. フードバンク活動保険の特徴
2. フードバンク活動保険の概要
3. フードバンク活動保険の保険料



1. フードバンク活動保険の特徴

1. フードバンク活動保険の特徴

特徴① 全国フードバンク推進協議会の会員向けの専用商品

この保険は団体契約として保険制度を提供いたします。

団体契約とは契約者が団体・企業等となり、契約者となった団体・企業の構成員（会員・組合員・従業員等）が保険の加入者となる形態です。

本保険制度における保険の契約者と加入者

契約者 = 一般社団法人全国フードバンク推進協議会

加入者（被保険者） = 一般社団法人全国フードバンク推進協議会に加盟しているフードバンクの皆さま

（※）一般社団法人全国フードバンク推進協議会に加盟していないフードバンクの皆さまは加入することができません。一般社団法人全国フードバンク推進協議会へ加盟したうえでお申し込みください。

特徴② 合理的な保険料を実現

この保険はフードバンクができる限り合理的な保険料で加入できるように組成しています。

年間1,930円（食品取扱量が年間10トン以下の場合）からご加入いただけます。

特徴③ ニーズに応じたプランの選択が可能

加入者の希望に合わせて補償額を5,000万円、1億円プランの2プランからご選択いただけます。

特徴④ 被害者対応費用担保条項が自動付帯

被害者に対する法律上の賠償責任が不明な場合＜注1＞に、被害者にお支払いする見舞金も補償の対象です。

賠償責任が不明な場合＜注1＞に、被害者1名につき2万円（被害者死亡の場合は10万円）を限度にお支払いした見舞金を補償する被害者対応費用担保条項が付帯されています（ただし保険期間中1,000万円限度）。

＜注1＞ただし、法律上の賠償責任がないことが明らかな場合や賠償責任がないことが確定した後に負担した見舞金は補償の対象外です。

特徴⑤ わかりやすく、加入しやすい

保険料の算出方法は飲食料品の年間取扱量（トン）のみを利用し、保険料は該当する取扱量に応じて保険料表で確認ができます。

加入者自身で保険料の計算等をしていただく必要はありません＜注2＞。

＜注2＞ただし、年間取扱量が301トン以上のフードバンクは保険会社に問い合わせをいただく必要があります。

2. フードバンク活動保険の概要

2. フードバンク活動保険の概要

フードバンク活動保険は、フードバンクの皆さまがフードバンク活動中に、第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合に、その損害賠償金や争訟費用をお支払いする保険です。

【約款構成】 ・賠償責任保険普通保険約款 + 賠償責任保険追加条項 + 施設所有管理者特約条項 + 生産物特約条項 + 被害者対応費用担保条項

◆施設所有管理者特約条項とは

フードバンクの施設の瑕疵や、フードバンクでの業務遂行に伴い、第三者の生命もしくは身体を害し、または第三者の財物に損害を与えたことにより、
フードバンクが負担する法律上の損害賠償金や争訟費用を補償する保険です。

（例）フードバンク施設の壁がはがれ通行人にあたってケガを負わせた。

フードバンクのスタッフが職務中に自転車で他人にぶつかりケガを負わせた。

◆生産物特約条項とは

フードバンクの提供した飲食料品に起因して、第三者の生命もしくは身体を害し、または第三者の財物に損害を与えたことにより、フードバンクが負担
する法律上の損害賠償金や争訟費用を補償する保険です。

（例）フードバンクが寄附を受けた食品の保管方法を誤り、その提供を受けた消費者が食中毒で入院した（因果関係ある場合）。

◆被害者対応費用担保条項とは

フードバンクに法律上の賠償責任の発生の有無が不明な場合＜注3＞でも、被害者に対して社会通念上妥当な費用（見舞金等）の負担をした場合に、
その費用を補償する特約条項です（1名につき2万円・被害者死亡の場合は10万円限度かつ保険期間で1,000万円限度）。

（例）フードバンクが提供した食品を摂取した消費者が原因不明の腹痛に襲われたため見舞金として2万円を支払った（因果関係不明な場合）。

＜注3＞ただし、法律上の賠償責任がないことが明らかな場合や賠償責任がないことが確定した後に負担した見舞金は補償の対象外です。

保険金額（補償限度額）について

希望に応じてAプランまたはBプランよりご選択いただけます。

	プラン名	Aプラン（5,000万円プラン）	Bプラン（1億円プラン）
保険金額	施設所有管理者特約条項	身体・財物共通 1事故 5,000万円	身体・財物共通 1事故 1億円
	生産物特約条項	身体・財物共通 1事故・期間中 5,000万円	身体・財物共通 1事故・期間中 1億円
	被害者対応費用担保追加条項	1名につき2万円（死亡の場合は10万円）、保険期間中1,000万円限度（各プラン共通）	
	縮小てん補割合	100%	
	自己負担金額（免責金額）	0円（自己負担金額なし）	

2. フードバンク活動保険の概要

保険の加入にあたっての留意点

本保険の加入にあたって、加入時に直近判明の年間の食品取扱量(トン) の合計 <注 4> をご申告いただきます。

<注 4> 保険加入時点で集計や判明している直近のデータで問題ありません。

お支払いする保険金について

お支払いする保険金：損害賠償金	被保険者が負担する法律上の損害賠償金
権利保全行使費用	被保険者が保有する求償権の保全や行使するために支出した費用
損害防止費用	被保険者が損害を防止軽減するに要した費用
争訟費用	訴訟・訴外交渉における被保険者側の弁護士費用や訴訟に必要かつ妥当と認められる費用
協力費用	損害賠償請求解決の協力のために被保険者が支出した費用
緊急措置費用	被害者に対し緊急もしくはやむを得ざる処置に要した費用

保険適用地域

日本国内

保険契約者

一般社団法人全国フードバンク推進協議会（団体契約）

被保険者（加入者）

一般社団法人全国フードバンク推進協議会に加盟するフードバンク <注 5> およびその役員や使用人

<注 5> 本保険に加入手続きをした任意のフードバンクに限る

保険期間

2025年10月1日午後4時より1年間（※）このほか年2回（2026年2月1日から8か月間、2026年6月1日から4か月間）中途加入も可能です。

保険料の支払方法

本契約は団体契約であるため、契約者である一般社団法人全国フードバンク推進協議会へお支払い（お振込み）ください。

2. フードバンク活動保険の概要

保険金のお支払い対象とならない主な場合

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ・所有財物や受託財物、作業対象物など記名被保険者の管理財物の損壊に起因する賠償責任特約条項
- ・サイバー攻撃に起因する損害（法律上の賠償責任以外の見舞費用、医療費用、損失等を含む）
- ・生産物が医薬品等、農薬、食品である場合は、当該生産物がその意図された効能または性能を発揮しなかったことに起因する賠償責任（効能不発揮損害免責）
- ・生産物または仕事の瑕疵に基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償損害
- ・施設の新築、増改築、修理、取りこわし等の工事に起因する賠償責任
- ・自動車（道路運送車両法によって定められる自動車および原動機付自転車をいう。）、航空機、エレベーター、エスカレーターまたは施設外にある船、車両（自動車および自転車等人力によるものを除く。）、動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ・給排水管、暖冷房装置、冷凍装置その他業務用または家庭用器具から排出、漏えい、氾らんする液体、気体または蒸気等による財物損壊に起因する賠償責任
- ・支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ・生産物または仕事の瑕疵に基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償損害
- ・生産物の回収措置に要した費用

など

（この保険で補償の対象にならない事故の例）

- ・フードバンクが食品を輸送中に自動車事故を起こした（自動車保険への加入が必要です）
- ・職員が故意で事故を起こした
- ・食品の品質に問題があり回収費用が発生した

など

上記の「保険金をお支払いできない場合」は、一部ですので詳細はパンフレットや保険約款をご確認ください。

3. フードバンク活動保険の保険料

3. フードバンク活動保険の保険料

保険料の算出基礎数字について

今回保険料の算出については、保険にご加入いただくフードバンクごとの飲食料品の年間取扱量（トン）をもとに算出いたします。

保険料表

プラン		Aプラン (5,000万円プラン)			Bプラン (1億円プラン)		
保険期間		1年間 (10月1日始期)	8か月間 (2月1日始期)	4か月間 (6月1日始期)	1年間 (10月1日始期)	8か月間 (2月1日始期)	4か月間 (6月1日始期)
トン数	10トン以下	1,930円	1,290円	640円	2,460円	1,640円	820円
	11トン以上～25トン以下	4,830円	3,220円	1,610円	6,150円	4,100円	2,050円
	26トン以上～50トン以下	9,650円	6,430円	3,210円	12,300円	8,190円	4,110円
	51トン以上～75トン以下	14,480円	9,640円	4,830円	18,450円	12,310円	6,140円
	76トン以上～100トン以下	19,300円	12,860円	6,430円	24,600円	16,400円	8,200円
	101トン以上～150トン以下	28,950円	19,300円	9,640円	36,900円	24,600円	12,300円
	151トン以上～200トン以下	38,600円	25,730円	12,860円	49,200円	32,810円	16,400円
	201トン以上～250トン以下	48,250円	32,160円	16,090円	61,500円	41,000円	20,500円
	251トン以上～300トン以下	57,900円	38,590円	19,300円	73,800円	49,210円	24,610円
	301トン以上（個別試算）	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算

※トン数が1トン未満の場合は切り上げ（例）100.1トンの場合は101トン

※301トン以上は個別計算となるため取扱代理店までお問い合わせください。

（例）食品取扱量が60トンで Aプランに10月1日から加入する場合 … 年間保険料 14,480円
食品取扱量が100.1トンで Bプランに 2月1日から中途加入する場合 … 保険料（8か月間） 24,600円

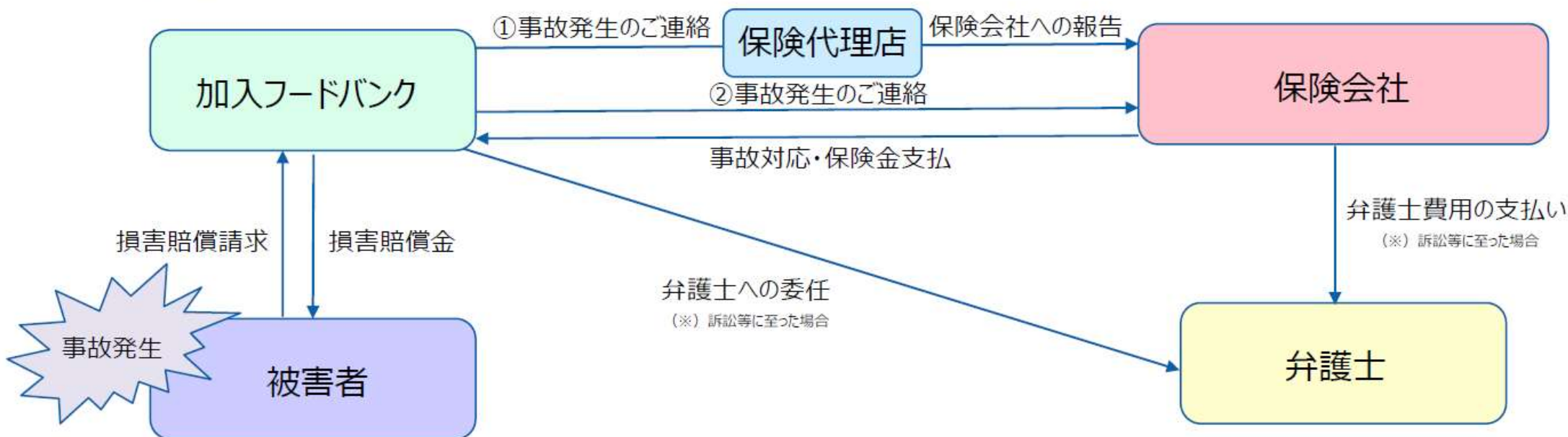
保険事故発生時の対応について

本保険制度における加入者の事故発生時の対応は保険代理店または保険会社が窓口となって対応いたします。

保険会社が示談交渉を行うことは弁護士法72条に抵触する恐れがあることから、自動車保険などの一部の保険商品においてしか認められておらず、本保険制度を含む賠償責任保険（個人分野を除く）では保険会社が示談交渉を行うことはできません。

ただし、保険代理店や保険会社は加入者であるフードバンクの事故解決に向けた助言やサポートはいたしますのでご安心ください。

（事故発生時の流れ）



事故発生時は、①保険代理店経由で事故報告のご連絡をいただくか、②保険会社へ直接ご連絡をいただくか、いずれかの対応が可能です。

